

# 安 全 管 理 規 程

## 運 航 基 準

付 運航基準図

## 作 業 基 準

## 事 故 処 理 基 準

付 非常連絡表

## 地 震 防 災 対 策 基 準

事業社名 シーパル女川汽船株式会社

# 安 全 管 理 規 程

平成18年12月22日設定  
シーパル女川汽船株式会社

## 目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	経営トップの責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名等
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保
第12章	輸送施設の点検整備
第13章	海難その他の事故の処理
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第15章	雑 則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
(8)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(9)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(10)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(12)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻等に関する計画
(13)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(14)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割り等に関する計画
(15)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して、次の目的港への航海を開始すること
(16)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること

番号	用語	意義
(17)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く
(18)	入港	港の区域内、港湾区域内等において狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(19)	運航	「発港」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入航（着岸）」を行うこと
(20)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
(21)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることのできる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(22)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(23)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む
(24)	陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る
(25)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(26)	陸上施設	岸壁又は栈橋（防舷設備を含む）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設
(27)	車両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(28)	自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪のもの以外のもの

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者であって、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝法」という。）第3条に基づき指定された地域をいう。）内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第6条第1項に規定するものを除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該航路を対象として日本海溝法第7条第1項若しくは第2項に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地

「地震防災対策計画」を作成することが義務つけられており、本基準（例）準拠して作成された基準は、これらの計画とみなされることとされている。

- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項に規定するものをいう。）が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

## 第2章 経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底。
- (2) 安全方針の設定。
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行。
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応。
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し。

（経営トップの責務）

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
  - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
  - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

安全統括管理者	1人
運航管理者	1人
運航管理補助者（陸上職員1人、海上職員3人）	4人

### 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理員等の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者及は、運航管理補助者の中から運航管理者代行業を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

## 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができない時は経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第16条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第17条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。

- (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
  - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第18条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者が指名するものとし、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行する。

## 第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第19条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。
- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係部（課）の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

- 第20条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、海務が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て海務課長が決定する。
- 2 海務は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
  - (2) 陸上設備の構造、設備及び性能
  - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
  - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
  - (5) 運航ダイヤ
  - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

第21条 配乗計画を作成又は改定する場合は、海務が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て海務課長が決定する。

- 2 海務は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
  - (1) 法定乗組員及び法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
  - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
  - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第22条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、海務が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て海務課長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、海務が同様の措置を講じたのち、海務課長が決定する。

- 2 海務は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

## 第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第23条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第24条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ及び安全統括管理者の指示)

第25条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(安全統括管理者又は運航管理補助者の援助措置)

第26条 安全統括管理者又は運航管理補助者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

## 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(安全統括管理者又は運航管理員の措置)

第28条 安全統括管理者又は運航管理員は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第29条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、(1)及び(2)については運航管理員への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終えたとき
  - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
  - (3) 入港したとき
  - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
  - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報

- (2) 障害物（浮流物）の目撃に関する情報
- (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
- (4) その他航行中の水路の状況

（運航基準図）

- 第30条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び船舶ごとに作成しなければならない。
- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
  - 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

## 第11章 輸送に伴う作業の安全確保

（作業体制）

- 第31条 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。
- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。
  - 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
  - 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
  - 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

（危険物等の取扱い）

- 第32条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

（旅客の乗下船等）

- 第33条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

（車両区域の立入制限）

- 第34条 船長は、原則として離岸後着岸するまでの間、旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。
- 2 船長は、やむを得ず旅客を車両区域に立入らせる場合は、乗組員を立会わせるものとする。

（船内巡視）

- 第35条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第36条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項等の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第37条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。
- 4 船長は、乗組員のアルコール検査を各人の出勤時に実施し、その結果を記録簿に記録すること。検査結果の記録は1年間保存すること。

## 第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第38条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第39条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備

- (13) 航海用具
  - (14) 乗降用設備
  - (15) 放送設備
  - (16) その他（衛生設備、掲示物等）
- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは（運航管理員から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちに海務に次の事項を報告するものとする。
- (1) 異常のある個所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置
  - (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況
- 3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに海務に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

（陸上施設の点検整備）

第40条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日1回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

- (1) 係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）
  - (2) 乗降用施設（可道橋、タラップ等）
  - (3) 転落防止施設（遮断鎖、遮断機等）
  - (4) 旅客待合所（消火設備、掲示板等）
- 2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（運航管理員から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちに海務に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。
- なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

### 第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第41条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第42条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者又は運航管理員及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとりべき措置）

第43条 運航管理者又は運航管理員は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

- 2 前項の措置は、45条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

（経営トップ及び安全統括管理者のとりべき措置）

第44条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。

また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（非常対策本部）

第45条 経営トップは、事故の規模或いは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全体的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

（通信の優先処理）

第46条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

（関係官署への報告）

第47条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故調査委員会）

第48条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

- 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

## 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事

故処理基準及び地震防災対策基準を含む。) 、 船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（操練）

第50条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

（訓練）

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

（記録）

第52条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

（内部監査及び見直し）

第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行う他、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

## 第15章 雑 則

（安全管理規程等の備付け等）

第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第57条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベースを行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

## 付 則

この規程は、平成18年12月22日より実施する。

平成23年 7月20日改訂

平成24年 1月 7日改訂

平成25年 6月 1日改訂

平成25年12月19日改訂

平成26年11月15日改訂

平成28年 4月18日改訂

# 運 航 基 準

平成18年12月22日設定  
シーパル女川汽船株式会社

## 目 次

第1章 目 的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、女川～江島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地湾内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認められるときは、発航を中止しなければならない。ただし、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで発港できるものとする。

風速	1.5 m/s 以上	波高	1 m 以上	視程	500 m 以下
----	------------	----	--------	----	----------

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	1.5 m/s 以上	波高	2.5 m 以上
----	------------	----	----------

3 船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
1.2 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高2 m 以上又はうねり 階級3 以上	横揺れ20度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	1.5 m/s 以上	波高	2.5 m 以上
----	------------	----	----------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500m以下
-----------

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 15m/s以上	波高 1m以上	視程 500m以下
------------	---------	-----------

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を点検簿及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

- 第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が本社と連絡をとるべき地点

- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
  - (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用(第1)基準経路	周 年
第2基準経路	二股島海域の風向が北～東北東、風速10m/sを超えるとき

- 3 船長は、第2(第3)基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港	最 微 速	7.8ノット	600rpm
	微 速	11.7ノット	900rpm
内	半 速	16.6ノット	1,300rpm
	港内全速	18.6ノット	1,400rpm
航 海 速 力		21.0ノット	1,680rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社又は営業所の運航管理補助者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 女川原発前ブイ地点通過、及び竹浦前通過時他
- (2) 連絡事項

- ① 通過地点名
  - ② 通過時刻
  - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
  - ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項
- 2 安全統括管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と(副)運航管理者の連絡は、次の方法による。

区 分		連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する(本社又は)営業所	150MHZ無線電話又は携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄の営業所	150MHZ無線電話又は携帯電話

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港前女川防波堤通過時になったときは、本社へ連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた本社は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)

(機器点検)

第12条 船長は、入港着岸(棧)前(棧橋手前500m)、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 運航管理者(船長)は、基準航路の変更等に関して協議を行った場合は、その内容を備付けの記録簿に記録するものとする。

# 作 業 基 準

平成18年12月22日設定  
シーパル女川汽船株式会社

## 目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、女川～の江島航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 女川港及び寄港地江島・出島・寺間港における陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

- |                  |      |
|------------------|------|
| ①乗下船する車両の誘導      | (1名) |
| ②船舶の離着岸時の綱取り、綱放し | (1名) |

(2) 船内作業

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ①乗下船する車両の誘導     | (1名) |
| ②固縛装置の取付、取りはずし  | (2名) |
| ③ブルワークの取付、取りはずし | (1名) |

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか、「危険物運送船適合証」記載の範囲内に限定し、下記

(ア) については暴露甲板貨物区域に設置された収納ケースに積載するものとし、車両を積載する場合にも、安全対策として次によるものとする。

(ア) 一航海における積載量(引火性高圧ガス)は、20kgボンベ6本以下とする。

(イ) 一航海における積載量(引火点が摂氏23度以上の引火性液体類)は、400リットル以下とする。

(ウ) 積載する車両の搭載条件として、燃料の量は10リットル以下として、車両には貨物の積載を禁止する。

2 刀剣、銃器、兵器、その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取り扱いについては、運航管理者の指示にしたがい、運送を拒否するか、又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは、拒否しなければならない。

3 船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長は、前3項の措置を講じたときは、直ちにその状況を本社に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

(江島における乗船作業)

第4条 船長は、旅客の乗船及び車両の積み込み作業に関し十分な打合せ作業を行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知させ、原則として離岸5分前に乗船作業を開始する。

(旅客の乗船)

- (1) 離岸5分前になったときは、運航管理補助者は、乗船通路を確保し、旅客の乗船を開始する。
- (2) 船長は、乗船通路が確実に確保されていることを確認した後、船内作業員に乗船開始の合図をする。
- (3) 運航管理補助者は、船長の乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。
- (4) 船内作業員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。
- (5) 船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積み込み等)

- (1) 船内作業員は、船長の積み込み開始の合図を受けた後、車両の積み込みを開始するよう指示する。
- (2) 船内作業員は、車両を積付け位置まで誘導する。この場合、船内作業員は運転手に対し、エンジンを止め、燈火装置等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これ等を確認した後、乗車人を旅客乗降施設（歩み板）に誘導する。
- (3) 車両の積付けの際は、所定の位置に搭載する。

(寺間における乗船作業)

第4条の2 船長は、旅客の乗船及び車両の積み込み作業に関し十分な打合せ作業を行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知させ、原則として離岸5分前に乗船作業を開始する。

(旅客の乗船)

- (1) 離岸5分前になったときは、運航管理補助者は、乗船通路を確保し、旅客の乗船を開始する。
- (2) 船長は、乗船通路が確実に確保されていることを確認した後、船内作業員に乗船開始の合図をする。
- (3) 運航管理補助者は、船長の乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。
- (4) 船内作業員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。
- (5) 船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積み込み等)

- (1) 船内作業員は、船長の積み込み開始の合図を受けた後、車両の積み込みを開始するよう指示する。
- (2) 船内作業員は、車両を積付け位置まで誘導する。この場合、船内作業員は運転手に対し、エンジンを止め、燈火装置等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これらを確認した後、乗車人を旅客乗降装置（歩み板）に誘導する。
- (3) 車両の積付けの際は、所定の位置に搭載する。

(出島における乗船作業)

第4条の3 船長は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せ作業を行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知させ、原則として離岸5分前に乗船作業を開始する。

(旅客の乗船)

- (1) 離岸5分前になったときは、運航管理補助者は、乗船通路を確保し、旅客の乗船を開始する。
- (2) 船長は、乗船通路が確実に確保されていることを確認した後、船内作業員に乗船開始の合図をする。
- (3) 運航管理補助者は、船長の乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。
- (4) 船内作業員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。
- (5) 船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積込み等)

- (1) 船内作業員は、船長の積込み開始の合図を受けた後、車両の積込みを開始するよう指示する。
- (2) 船内作業員は、車両を積付け位置まで誘導する。この場合、船内作業員は運転手に対し、エンジンを止め、燈火装置等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これらを確認した後、乗車人を旅客乗降装置（歩み板）に誘導する。
- (3) 車両の積付けの際は、所定の位置に搭載する。

(女川における乗船作業)

第4条の4 船長は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せ作業を行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知させ、原則として離岸30分前に、車輛については干満の差によっても違うが、離岸40分前から乗船作業を開始する。

(旅客の乗船)

- (1) 離岸30分前になったときは、運航管理補助者は、乗船通路を確保し、旅客の乗船を開始する。
- (2) 船長は、乗船通路が確実に確保されていることを確認した後、船内作業員に乗船開始の合図をする。
- (3) 運航管理補助者は、船長の乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。
- (4) 船内作業員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。
- (5) 船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積込み等)

- (1) 船内作業員は、船長の積込み開始の合図を受けた後、車両の積込みを開始する。
- (2) 船内作業員は、車両を積付け位置まで誘導する。この場合、船内作業員は運転手に対し、エンジンを止め、燈火装置等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これ等を確認した後、乗車人を旅客乗降施設（歩み板）に誘導する。
- (3) 車両の積付けの際は、所定の位置に搭載する。

(車止め及び固縛装置取付け作業)

第5条 船内作業員は、車両移動防止対策として車止めを施す。

- 2 船長は、航行中に気象・海象が次の条件に達する恐れがあると認められるときは、船内作業員に対し車止めの増強、固縛装置の取付、オーバーラッシングの実施等を指示する。 風速 7～8 m/s 以上、又は波高 1.5 m 以上
- 3 船長は、前2項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(江島における離岸準備作業)

第6条 船内作業員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、船長にその旨を報告する。

- 2 船内作業員は、歩み板を船体から離すとともに、ランプウエイを岸壁から離し船体に格納し、舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業員は、車両の積込みが終了したときは、乗車人が車輛区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域内の通路を遮断する。
- 4 船内作業員は、全各項の作業が終了したときに、乗客旅客数及び搭載車両数を速やかに船長に報告する。
- 5 運航管理補助者は、離岸時刻になったときに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速・確実に係留索を放す。

(寺間における離岸準備作業)

第6条の2 船内作業員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、船長にその旨を報告する。

- 2 船内作業員は、歩み板を船体から離すとともに、ランプウエイを岸壁から離し船体に格納し、舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業員は、車両の積込みが終了したときは、乗車人が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域内の通路を遮断する。
- 4 船内作業員は、全各項の作業が終了したときに、乗客旅客数及び搭載車両数を速やかに船長に報告する。
- 5 船内作業員は、離岸時刻になったときに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速・確実に係留索を放す。

(出島における離岸準備作業)

第6条の3 船内作業員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、船長にその旨を報告する。

- 2 船内作業員は、歩み板を船体から離すとともに、ランプウエイを岸壁から離し船体に格納し、舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業員は、車両の積込みが終了したときは、乗車人が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域内の通路を遮断する。
- 4 船内作業員は、全各項の作業が終了したときに、乗客旅客数及び搭載車両数を速やかに船長に報告する。
- 5 船内作業員は、離岸時刻になったときに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速・確実に係留索を放す。

(女川における離岸準備作業)

第6条の4 船内作業員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、船長にその旨を報告する。

- 2 船内作業員は、歩み板を船体から離すとともに、ランプウエイを岸壁から離し船体に格納し、舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業員は、車両の積込みが終了したときは、乗車人が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域内の通路を遮断する。
- 4 船内作業員は、全各項の作業が終了したときに、乗客旅客数及び搭載車両数を速やかに船長に報告する。
- 5 船内作業員は、離岸時刻になったときに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速・確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第7条 船内作業員は、船長の指示により、迅速、確実に係留作業を実施する。

- 2 船長は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃により旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第8条 船長又は船内作業員は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないように、係留方法、歩み板及びランプウエイ（女川に限る）の保全に十分留意する。

(江島における下船準備作業及び旅客の下船)

第9条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業員は、前項の指示を受けたときに、車両積込みの場合は車両区域の出入口を開放し、歩み板及びランプウエイを架設し、舷門を開放する。
- 3 船内作業員は、着岸完了後、車両の車止めを取り外し、旅客を誘導して安全に下船させる。

(寺間における下船準備作業及び旅客の下船)

第9条の2 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業員は、前項の指示を受けたときに、車両積込みの場合は車両区域の出入口を開放し、歩み板及びランプウエイを架設し、舷門を開放する。
- 3 船内作業員は、着岸完了後、車両の車止めを取外し、旅客を誘導して安全に下船させる。

(出島における下船準備作業及び旅客の下船)

第9条の3 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業員は、前項に指示を受けたときに、車両積込みの場合は車両区域の出入口を開放し、歩み板及びランプウエイを架設し、舷門を開放する。
- 3 船内作業員は、着岸完了後、車両の車止めを取外し、旅客を誘導して安全に下船させる。

(女川における下船準備作業及び旅客の下船)

第9条の4 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業員は、前項の指示を受けたときに、車両積込みの場合は車両区域の出入口を開放し、歩み板及びランプウエイを架設し、舷門を開放する。
- 3 船内作業員は、着岸完了後、車両の車止めを取外し、旅客を誘導して安全に下船させる。

(江島における車両の陸揚げ)

第10条 船長は、船内作業員に付近の状況に異常のないことを確認した後、車両の陸揚げの準備を指示する。

- 2 船内作業員は、車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車両の陸揚げを開始する。
- 3 船長は、車両の陸揚げに際して、車両区域及びその付近、並びに陸上における車両通行の安全確保にあたる。
- 4 船長は、付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めを解き、陸揚げの準備が完了し、陸揚げの合図をする。
- 5 船内作業員は、前項の合図を受けた時は、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車両の陸揚げを開始する。
- 6 船内作業員は、車両を誘導する。
- 7 船長は、車両の陸揚げに際して、車両区域及びその付近、並びに陸上における車両通行の安全確保にあたる。

(出島における車両の陸揚げ)

第10条の2 船内作業員は、運転者を車両に乗車させる。

- 2 運転者は、船内作業員の指示に従って、エンジンを始動すること。
- 3 運転者は、車両区域上では禁煙を遵守すること。
- 4 船長は、付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めを解き、陸揚げの準備が完了し、陸揚げの合図をする。
- 5 船内作業員は、前項の合図を受けた時は、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車両の陸揚げを開始する。
- 6 船内作業員は、車両を誘導する。
- 7 船長は、車両の陸揚げに際して、車両区域及びその付近、並びに陸上における車両通行の安全確保にあたる。

(寺間における車両の陸揚げ)

第10条の3 船内作業員は、運転者を車両に乗車させる。

- 2 運転者は、船内作業員の指示に従って、エンジンを始動すること。
- 3 運転者は、車両区域上では禁煙を遵守すること。
- 4 船長は、付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めを解き、陸揚げの準備が完了し、陸揚げの合図をする。
- 5 船内作業員は、前項の合図を受けた時は、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車両の陸揚げを開始する。
- 6 船内作業員は、車両を誘導する。
- 7 船長は、車両の陸揚げに際して、車両区域及びその付近、並びに陸上における車両通行の安全確保にあたる。

(女川における車両の陸揚げ)

第10条の4 船内作業員は、運転者を車両に乗車させる。

- 2 … (変更なし)
- 3 運転者は、車両区域上では禁煙を遵守すること。
- 4 船長は、付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めを解き、陸揚げの準備が完了し、陸揚げの合図をする。
- 5 船内作業員は、前項の合図を受けた時は、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車両の陸揚げを開始する。
- 6 船内作業員は、車両を誘導する。
- 7 船長は、車両の陸揚げに際して、車両区域及びその付近、並びに陸上における車両通行の安全確保にあたる。

(下船の終了)

第11条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、船内作業員は舷門を閉鎖するとともに異常の有無を確認し、船長に報告する。

(車両の積み込み等の中止)

第12条 船長は、次の各号の一に該当するときは、車両の積み込みを中止し、船舶が停泊する本社又は営業所に通報する。

(1) 発港地港内の気象・海象が次の条件に達していると認められるとき

風速 10 m/s 以上、又は波高 0.7 m 以上

(2) 女川港において、車両積み込みが、岸壁又はランプウェイの最も高い箇所とほぼ平行を確保できないとき。

- 2 前項の他、船内作業員又は運航管理補助者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積み込み又は陸揚げが困難となったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。
- 3 船長は、前項の通報を受けるときは、作業現場の状況を確認し、運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。
- 4 船長は、作業の中止又は、継続を決定したときは、直ちに船内作業員にその旨を伝える。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第13条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 旅客及び車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 旅客及び車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 旅客及び車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。

- (7) 車両甲板で下船する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為、又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第14条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
  - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
  - (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路)
  - (4) 車両区域内における注意事項
    - ① 車止め及び固縛装置は自分ではずさないこと。
    - ② エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
    - ③ 車両の運転は、乗組員の誘導に従い、徐行すること。
  - (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
  - (6) その他旅客が遵守すべき事項
    - ① 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
    - ② 航行中、許可なく車両区域に立入らないこと。
    - ③ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

# 事故処理基準

平成18年12月22日設定  
シーパル女川汽船株式会社

## 目次

第1章 総則

第2章 事故発生時の通報

第3章 事故の処理等

第4章 非常対策本部の設置等

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したことから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものをから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が発生する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表 別紙添付

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名 ②日時 ③場所 ④事故等の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否  
⑦当時の気象・海象

(2) 事故の態様による事項

事故の種類		連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所連絡先）……船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）……船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体・機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ④ 消火の見通し

d	浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浸水箇所及び浸水の原因</li> <li>② 浸水量及びその増量の程度</li> <li>③ 船体、機器、車輛の損傷状況</li> <li>④ 浸水防止作業の状況</li> <li>⑤ 船体に及ぼす風浪の影響</li> <li>⑥ 浸水防止の見通し</li> <li>⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除処置）</li> </ul>
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事件の種類</li> <li>② 事件発生の端緒及び経緯</li> <li>③ 被害者の氏名、被害状況等</li> <li>④ 被疑者の人数、氏名等</li> <li>⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等</li> <li>⑥ 措置状況等</li> </ul>
f	人身事故 (行方不明を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の発生状況</li> <li>② 死傷者数又は疾病者数</li> <li>③ 発生原因</li> <li>④ 負傷又は疾病の程度</li> <li>⑤ 応急手当の状況</li> <li>⑥ 緊急下船の必要の有無</li> </ul>
g	旅客、乗組員等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行方不明が判明した日時及び場所</li> <li>② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）</li> <li>③ 行方不明者の氏名等</li> <li>④ 行方不明者の遺留品等</li> </ul>
h	その他の事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の状況</li> <li>② 事故の原因</li> <li>③ 措置状況</li> </ul>
i	インシデント	<ul style="list-style-type: none"> <li>① インシデントの状況</li> <li>② インシデントの原因</li> <li>③ 措置状況</li> </ul>

### 第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車輛の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護

- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅滞している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 宮城海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(医療救護の連絡等)

第8条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第9条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。